

海田町パートナーシップ

令和4年10月に
開始しました

宣誓制度



パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップの関係にあるお二人が、互いにパートナーであることの宣誓書を提出し、海田町が宣誓の事実を証明する受領証・受領カードを交付するものです。

法的な効力が生じるものではありませんが、性の多様性に関する社会的な理解の広がり、性的マイノリティの方々が安心感をもって生活できる社会が実現することを期待しています。

宣誓できる人

一方または双方が性的マイノリティで、パートナーシップ関係にあり、次のすべてにあてはまるお二人

- 一方又は双方が海田町民であること
(宣誓の日から14日以内の転入予定を含む)
- 成年であること
- 配偶者がいないこと、他の人とパートナーシップの宣誓をしていないこと
- 互いに近親者でないこと



〒736-8601

広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号
海田町福祉保健部社会福祉課

電話 (082)823-9207

FAX (082)823-9627

Email hukushi@town.kaita.lg.jp



事業所の皆様へのお願い

同性カップルは民法上の婚姻関係がなく、事実婚ともみなされないことから、例えば、同居のために家を借りるとき、職場での福利厚生、病院での面会や治療の同意において、親族として認められないなどのさまざまな問題に直面します。

本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、趣旨をご理解いただき、受領証や受領カードの活用など、事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

受領証を活用できる海田町の制度

海田町では、町営住宅の入居申請や要介護認定の手続きなど、いくつかの制度で受領証を活用することができます。詳しくは海田町のホームページをご覧ください。



受領証の提示を受けた方は、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、本制度を利用していることについては、**本人の許可なく口外しないよう**お願いいたします。本人の許可なくその人の性的指向や性自認を第三者に伝える「アウティング」は人格権やプライバシー権を著しく侵害する許されない行為です。

宣誓書受領証・受領カードイメージ

●宣誓書受領カード (お二人それぞれに交付)

パートナーシップ宣誓書受領カード	
海田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規程に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
宣誓者 【本人】 氏名 (年 月 日生)	【パートナー】 氏名 (年 月 日生)
住所 (年 月 日生)	住所 (年 月 日生)
宣誓日 年 月 日	海田町長 印
交付番号	

●宣誓書受領証

パートナーシップ宣誓書受領証	
姓 (年 月 日生)	姓 (年 月 日生)
住所	住所
宣誓日 年 月 日	
交付番号	
海田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規程に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
年 月 日	

他の自治体との相互利用

海田町と海田町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結した自治体との間で、パートナーシップ宣誓をした方が異動する場合、転出元に継続使用申請書を提出することにより、転出元への受領証及び受領カードの返還と転出先での新たな宣誓を行うことなく、転出先でも転出元の受領証等を継続使用することができます。

このため、宣誓者が民間サービスを受ける際に**他自治体が発行した受領証や受領カードを提示する場合があります**。その場合は継続使用の手続きをしている旨の記載をご確認ください。

※協定を締結している市町 広島市、安芸高田市、三原市、廿日市市、三次市、東広島市、府中市、庄原市、府中町、北広島町 (R6.4.1現在。今後協定を締結する自治体が増える可能性があります。)